

議案第3号 袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（訂正前後）

訂 正 後	訂 正 前
附 則 1 （略） （経過措置） 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の<u>袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定</u>の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。	附 則 1 （略） （経過措置） 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の<u>袖ヶ浦市職員の育児休業に関する条例第18条の3の規程</u>の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

※議案書16ページ

議案第 4 号 袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（訂正前後）

訂 正 後	訂 正 前
附 則 1 （略） （経過措置） 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の<u>袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>第 1 8 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。	附 則 1 （略） （経過措置） 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>第 1 8 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

※議案書 1 9 ページ